

日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者処分基準 別表「再教育プログラム」

2022年4月1日付改定

処分内容		再教育プログラム			
		認識・行動改善計画書	研修・講習等	面談・ カウンセリング	その他
注意・ 嚴重注意		認識・行動改善計画書の 作成・提出 ＜記載内容(例)＞ ①(日本スポーツ協会が指 定した)研修・講習のま とめ	—	—	協同認定団体 (NF等)が課す 内容 ※必要に応じて課すこ とができる
資格停止	3か月	②課題書籍の概要と感想	JSPO主催の更新研修や講習 等の受講 ※倫理やコーチング、指導 法に関する内容に限定 ※最低3時間以上 ※内容や時間数は個別に指 定	— ※推奨はするが 義務とはしない ※行為者の状況 等によっては 協同認定団体 (NF等)と連携 して面談等を 課す	
	6か月	③今回の行為に至った経緯 と行為の内容			
	8か月	④今回の行為によって生じ た影響			
	12か月	⑤今回の行為の不適切さ			
	16か月	⑥他に考えられた選択肢			
	24か月	⑦同様の行為に至らないた めに取り組むこと ※内容は個別に指定 ※①は受講が課せられた者 のみ			
資格取消		公認スポーツ指導者養成講 習会共通科目Ⅲの受講 ※事前課題(オンラインテ スト)・集合講習会・事 後学習の全課程 ※全課程を受講した場合で も共通科目Ⅲの修了者と はならない	面談等 ※協同認定団体 (NF等)と連携 して内容や方 法を決定	専門家による カウンセリング の受診 ※内容や回数等 は案件ごとに 調整	

※ 再教育プログラムの受講に要する諸費用(教材費、宿泊費、交通費、受講料等)は対象者負担

※ 「資格取消」処分を受けた者が公認スポーツ指導者資格を再取得するためには、再教育プログラムとは別途、資格取得のための養成講習会の受講・登録料の支払いが必要